

令和4年6月に、ある構成員の方より
 「監査等の組織の立会執行をお願いします。」
 との希望があったため、令和4年度は、監査の前に組織代表者とその構成員の方に立会の希望調査を行い、希望された方は立会われました。
 (中間監査3人、期末監査4人)

↓ 中間監査



↓ 期末監査



そのことに関して、今月上旬、ある代表者の方から
 「自分としては、監査は運営委員会に任せているのだから、そこに運営委員以外の方が立ち入るのは止めてほしいです。

委員以外の方が出来ることは、監査終了後の開示請求ではないので
 しょうか？」

というご意見をいただきました。

しかし、その場にいた別の代表者の方は、
 「自分は委員以外の立会いがあっても良いと思います。」
 とのことでした。

※ 町に相談したところ、「運営委員会の決定に任せる」とのことでした。「ただし、今後、開示請求を認めるなら、その旨を規約で定めることが必要」とのことです。

↓ 現時点の規約

(決算及び監査)

第 28 条

本委員会の決算については、会長が事業年度終了後、金銭出納簿、事業報告書及び財産管理台帳を、委員会の開催の日の7日前までに監査役に提出しなければならない。

2 監査役は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告し、会長は監査について、毎会計年度終了後30日以内に委員会の承認を受けなければならない。

このことを受けて、今年度の監査はどのように行いましょうか。

1.	令和4年度と同様に委員以外の立会いを認める。
2.	委員以外の立会いを止める。(再度希望が出たら都度相談。)
3.	委員以外の立会いを止めて、開示請求を認めるよう規約を改正する。(改正は次回運営委員会で。3月予定。)
4.	その他